

# 特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (1割負担)

令和6年8月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり				1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能訓練加算 (I)	サービス提供体制強化加算 (III)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ			食費	居住費	日額合計	
要介護1	682	12	6	12	23	100	100	第1段階	300	880	2,015
								第2段階	390	880	2,105
								第3段階①	650	1,370	2,855
								第3段階②	1,360	1,370	3,565
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,346
要介護2	753	12	6	12	23	110	100	第1段階	300	880	2,096
								第2段階	390	880	2,186
								第3段階①	650	1,370	2,936
								第3段階②	1,360	1,370	3,646
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,427
要介護3	828	12	6	12	23	120	100	第1段階	300	880	2,181
								第2段階	390	880	2,271
								第3段階①	650	1,370	3,021
								第3段階②	1,360	1,370	3,731
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,512
要介護4	901	12	6	12	23	130	100	第1段階	300	880	2,264
								第2段階	390	880	2,354
								第3段階①	650	1,370	3,104
								第3段階②	1,360	1,370	3,814
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,595
要介護5	971	12	6	12	23	140	100	第1段階	300	880	2,344
								第2段階	390	880	2,434
								第3段階①	650	1,370	3,184
								第3段階②	1,360	1,370	3,894
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,675

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000=処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例) 要介護3 ( 828 + 12 + 6 + 12 + 23 ) × 30日 + 100 × 136/1,000 = 3,608.08

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき6円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に250円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。 ※預金管理料として1日70円を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
電気代	テレビ(16インチ以上)
	コタツ
	電気毛布
	電気あんか
	パソコン
	加湿器等
	30円／1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (2割負担)

令和6年8月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり					1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能訓練加算 (I)	サービス提供体制強化加算 (III)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	介護職員等処遇改善加算 (II)			食費	居住費	日額合計	
要介護1	1,364	24	12	24	46	201	200	第1段階	300	880	2,851	85,725
								第2段階	390	880	2,941	88,425
								第3段階①	650	1,370	3,691	110,925
								第3段階②	1,360	1,370	4,401	132,225
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,182	155,655
要介護2	1,506	24	12	24	46	220	200	第1段階	300	880	3,012	90,564
								第2段階	390	880	3,102	93,264
								第3段階①	650	1,370	3,852	115,764
								第3段階②	1,360	1,370	4,562	137,064
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,343	160,494
要介護3	1,656	24	12	24	46	241	200	第1段階	300	880	3,183	95,676
								第2段階	390	880	3,273	98,376
								第3段階①	650	1,370	4,023	120,876
								第3段階②	1,360	1,370	4,733	142,176
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,514	165,606
要介護4	1,802	24	12	24	46	260	200	第1段階	300	880	3,348	100,652
								第2段階	390	880	3,438	103,352
								第3段階①	650	1,370	4,188	125,852
								第3段階②	1,360	1,370	4,898	147,152
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,679	170,582
要介護5	1,942	24	12	24	46	279	200	第1段階	300	880	3,507	105,423
								第2段階	390	880	3,597	108,123
								第3段階①	650	1,370	4,347	130,623
								第3段階②	1,360	1,370	5,057	151,923
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,838	175,353

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000=処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 ( 1,656 + 24 + 12 + 24 + 46 ) × 30日 + 200 × 136/1,000 = 7216.16

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき12円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に60円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に500円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。※預金管理料として1日70円を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
電気代	テレビ(16インチ以上)
	コタツ
	電気毛布
	電気あんか
	パソコン
	加湿器等
	30円／1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

# 特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (3割負担)

令和6年8月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり				1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能訓練加算 (I)	サービス提供体制強化加算 (III)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ			食費	居住費	日額合計	
要介護1	2,046	36	18	36	69	301	300	第1段階	300	880	3,686
								第2段階	390	880	3,776
								第3段階①	650	1,370	4,526
								第3段階②	1,360	1,370	5,236
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,017
要介護2	2,259	36	18	36	69	330	300	第1段階	300	880	3,928
								第2段階	390	880	4,018
								第3段階①	650	1,370	4,768
								第3段階②	1,360	1,370	5,478
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,259
要介護3	2,484	36	18	36	69	361	300	第1段階	300	880	4,184
								第2段階	390	880	4,274
								第3段階①	650	1,370	5,024
								第3段階②	1,360	1,370	5,734
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,515
要介護4	2,703	36	18	36	69	391	300	第1段階	300	880	4,433
								第2段階	390	880	4,523
								第3段階①	650	1,370	5,273
								第3段階②	1,360	1,370	5,983
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,764
要介護5	2,913	36	18	36	69	419	300	第1段階	300	880	4,671
								第2段階	390	880	4,761
								第3段階①	650	1,370	5,511
								第3段階②	1,360	1,370	6,221
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	7,002

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000=処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 ( 2,484 + 36 + 18 + 36 + 69 ) × 30日 + 300 × 136/1,000 = 10,824.24

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき18円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費90円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に750円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。※預金管理料として1日70円を徴収します。

項目	単価
電気代	テレビ(16インチ未満)
	30円/1日
	テレビ(16インチ以上)
	50円/1日
	コタツ
	80円/1日
	電気毛布
	50円/1日
	電気あんか
	10円/1日
	パソコン
	30円/1日
	加湿器等
	30円/1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。